

飯山市国民健康保険税(介護分)の税率改正

国保に加入されている皆さんが納める国民健康保険税のうち、第2号被保険者(40～64歳)が負担する介護分にかかる税率(按分率)を、平成18年度分から引き上げさせていただくことになりました。

改正前		改正後	
所得割	1.50%	所得割	2.20%
資産割	5.30%	資産割	5.30%
均等割	4,900円	均等割	6,800円
平均割	3,900円	平均割	5,800円

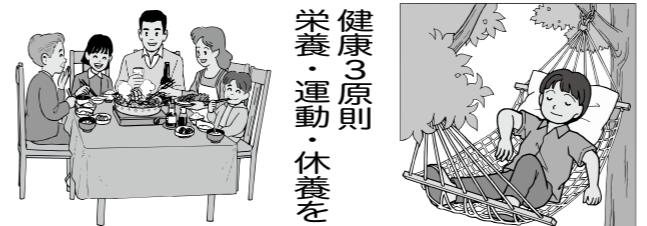
高齢化の進展に伴い、介護サービス費用が増加しています。厳しい運営が続く介護保険制度に、ご理解とご協力をお願いいたします。

改正後の計算
 国保加入者で40～64歳(介護保険の第2号被保険者)の方のみが納めます。

①所得割	(第2号被保険者の前年中の総所得額 - 33万円) × 2.2%
②資産割	第2号被保険者名簿の本年度の固定資産税額 × 5.3%
③均等割	第2号被保険者の人数 × 6,800円
④平等割	第2号被保険者がいる世帯当たり 5,800円
賦課限度額	9万円

医療費を上手に使う7か条

1. お医者さんに要領よく症状を説明しよう。
2. 家庭医を持とう。
3. 治療より予防に努めよう。
4. 栄養・運動・休養の健康3原則を守ろう。
5. 同じ病気でいくつもの違うお医者さんにかかるのをやめよう。
6. 健康診断は積極的に受けよう。
7. 医療費に関心を持ち、健康保持の工夫をしよう。



介護が必要となったときのため、そして介護保険制度の健全な運営のため、保険料は納め忘れのないようにしましょう。

医療保険分 ①所得割～④平等割を世帯で合計したものが年税額となります。

①所得割	(前年中の総所得額 - 33万円) × 7.4%
②資産割	加入者名義の本年度の固定資産税額 × 38%
③均等割	世帯の加入者数 × 15,900円
④平等割	一世帯当たり 18,800円
賦課限度額	53万円

※国民健康保険について分からないことは、市役所市民課国保年金係(☎62-3111内線154)までお問い合わせを。

廃棄物の野外焼却の禁止等について

廃棄物処理法(第16条の2、第26条)により、平成13年4月から、一定の例外を除き、廃棄物の焼却が禁止されています。

- ①焼却禁止の例外
 - 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
 - ↓必要な空気の通風を行い、密閉された焼却設備(構造基準適合型焼却炉)を用いた焼却など
 - 他の法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
 - ↓森林病虫害等防除法に基づく病害虫に付着した木の枝の焼却
- ②罰則
 - 違反者には、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその両方が科されます。

地下貯蔵タンク・地下埋設配管の点検

灯油等の地下貯蔵タンク・地下埋設配管を使用している方は、毎年1回の定期点検(漏れの点検)をしなければなりません。早めの点検をお願いします。

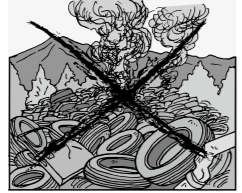
今すぐに点検を行う予定でない方も、毎日、灯油の残量を確認するようにしてください。4月になり、もうしばらくすると田植えも始まります。油漏れ事故を起こしてしまい、側溝等の水路に流れ込んだ灯油が田畑に入れば、被害は大変大きなものになります。

また、事故の際の費用は、すべて事故を起こした人の負担となります。

政令で定める廃棄物の焼却

(施行令第14条)

- 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの
 - 河川管理者が行う伐採した草木の焼却など
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または普及のために必要なもの
 - 凍霜害防止のためのわらの焼却など(廃タイヤの焼却は、生活環境の保全上支障があるため認められていません)。
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要なもの
 - 「どんど焼き」、「三九郎」など地域の行事における焼却など
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
 - 田畑でのわらの焼却など(廃ビニールの焼却は、生活環境の保全上支障があるため認められていません)。
- たき火その他日常生活を営むために通常行われる焼却で軽微なもの
 - 庭先でのたき火、キャンプファイヤーなど



17年ぶりの料金改定! 下水道等使用料を7%値上げ

市では、下水道使用料の値上げに関する下水道条例等の一部を改正する条例を3月定例会に上程し、このほど可決成立しました。これを受け、今年度から下水道使用料、コミュニティプラント使用料および農業集落排水施設使用料が平均7%の値上げとなります。

今回の値上げは、市下水道等特別会計の歳入不足が理由ですが、先に策定された飯山市自立計画の中で「受益者負担の見直し」の具体的な取り組みとしても示されています。市内の平均的

な家庭(30㎡)の月額使用料は、現行の4510円から4830円となります。適用時期は、上水道区域が7月、簡易水道区域が6月からとなります。

下水道区域、農業集落排水区域では値上げ幅が異なります。後日、料金改定の詳しい内容を掲載したチラシを配布しますので、ご覧ください。

17年度末の下水道への接続率は78%です。接続されていないご家庭も数多く見受けられますので、下水道経営健全化のためにも、速やかに接続工事をお願いします。

個人情報保護・情報公開の実施状況

平成17年度中、市に対して請求があった個人情報保護および情報公開に関する実施状況をお知らせします。

▼飯山市個人情報保護条例の規定に基づく記録情報の開示の状況
 開示請求0件、開示決定0件

▼飯山市情報公開条例の規定に基づく情報公開請求状況
 請求件数15件(内訳▽市長14件(公開5、一部非公開9、非公開0、不存在0)、▽農業委員会1件(公開0、一部非公開0、非公開0、不存在1))

なお、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会への請求はありません。

納め忘れの税がある方は 至急納入をお願いします

平成17年度の市税の納め忘れはありませんか。もう一度、納付書や引き落とし口座などをご確認ください。もし納め忘れがある場合は、至急納入してください。

4～5月は、出納閉鎖期前の収納強化月間として、未納者には市職員が勤務先へ伺ったり、昼間留守のお宅は夜間に訪問徴収を行いました。

早めに納税を済まされるようお願いいたします。

なお、毎月1回、最終日曜日に市役所で市税の納税窓口を開設しています。次回は、4月30日(日)の午前8時30分～午後5時に開設します。ぜひ、ご利用ください。

詳しいことは、市役所税務課取税係(☎3111内線163166)までお問い合わせください。

春の行政相談週間が始まります お気軽にどうぞ相談を

5月22日(月)～28日(日)は春の行政相談週間です。「行政相談週間」とは、行政や公団などに対する苦情や意見・要望などを行政相談委員を通じて聞き、解決や実現を目指そうという制度です。このための身近な窓口が行政相談委員です。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者で、飯山市では大深の村上幸弘さん(☎23390)が委嘱されています。

毎月20日に総合福祉センターで開催される総合相談のほか、自宅や電話でも相談に応じています。お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。



村上幸弘さん